

4・4 船荷証券の電子化に関する国内法制化

船荷証券の電子化については、2021年に閣議決定された「規制改革実施計画」や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等を受け、2021年4月から法務省は関係者・有識者による「商事法の電子化に関する研究会（座長：東京大学藤田教授）」が設置され、法制化に伴う各種論点の整理等が実施された（詳細は船協海運年報2021「4・4」参照）。

2022年4月には法制審議会 商法（船荷証券等関係）部会に協議の舞台が移され、当協会は上記研究会に続き、同部会にも当協会顧問弁護士事務所（弁護士法人阿部・阪田法律事務所）の池山明義弁護士を委員に推薦した

約2年半に亘る議論の末、2024年9月に法制審議会は「商法（船荷証券等関係）等の改正に関する要綱」を採択、法務大臣へ答申した。これを受け、当協会は池山弁護士を講師に招聘し、会員各社を主な対象に、制度理解を目的とした説明会を10月に開催したところ、対面とオンラインを合わせ約70名の出席があった（説明会の模様は【資料4-4-1】参照）。

なお、同法改正案の国会提出および成立の時期は未定である。

商法（船荷証券等関係）等の改正に関する説明会を実施

法務大臣の諮問機関である法制審議会が 2024 年 9 月に商法等改正要綱を採択し、法務大臣に答申したことで、日本でも船荷証券の電子化に向けた法改正が行われることとなった（法案の国会提出・成立時期、施行時期は未定）。

これを受け、法制審議会の関係部会に当協会推薦委員として審議に参画してきた、弁護士法人阿部・阪田法律事務所の池山明義弁護士を講師にお迎えし、当協会会員会社を主な対象とした説明会を 10 月 21 日（月）に開催、会場とオンラインを合わせて約 70 名が出席した。

池山弁護士は、要綱策定にいたるまでの経緯や要綱の概要について解説し、その中で、日本や諸外国の国内法で電子化された船荷証券（電子 B/L）の法的認知が広がれば、電子 B/L の利用促進に繋がる可能性があると指摘。また、本法制化の意義として、海運実務で使用されている規約型電子 B/L について、規約当事者以外（運送品の差押債権者等）の権利義務関係に日本法が適用される場合であっても、法的認知により電子 B/L の効力が否定されない可能性等を挙げた。

この他、池山弁護士は今後想定される海運実務への影響として、多数のシステム間の競争激化と、複数システムの利用による利用者の費用・習熟負担の問題を挙げた。

質疑応答では出席者から多くの質問が出される等、活発な意見交換の機会となった。



講演する池山弁護士



会場の様子

<ご参考：商法（船荷証券等関係）等の改正に関する要綱（法務省 HP）>

https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500044_00004.html